

様式第2号（第9条関係）

会議録

会議の名称	令和4年度第2回ふじみ野市児童発育・発達支援センター運営審議会			
開催日時	令和4年7月13日（水） 開会時刻 午後6時00分 閉会時刻 午後7時25分			
開催場所	ふじみ野市役所本庁舎5階 A大会議室			
出席した者の氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	会長	小栗 俊之	事務局	皆川 恒晴
	副会長	中野 和俊	事務局	土屋 範久
	委員	太田 肇	事務局	西 宏和
	委員	小池千鶴美	事務局	飯島 幸子
	委員	大久保佳美	事務局	岸澤 隆良
	委員	飯島 暁美	事務局	千田 純平
			事務局	植松 静香
会議の議題	1 諮問について 2 令和5年度以降の体制について 3 法改正も踏まえた今後の方向性について			
会議の公開又は非公開の別	公開			
会議の非公開の理由	—			
傍聴人の数	2名			
会議の内容	別紙のとおり			
会議資料	別添のとおり			
事務局	こども・元気健康部 子育て支援課児童発育・発達支援センター			
議事の確定	確定年月日	令和4年7月26日		
	記名押印 又は署名	役職名 会長 小栗 俊之 ㊟ ※自署の場合は、押印不要です。		

1 開会

事務局：皆様、こんばんは。

出席者一同：こんばんは

事務局：本日は夜間の時間にお越しいただきまして誠にありがとうございます。
本日の会議は公開となっております、傍聴の方は2人です。

本日の会議ですが、委員定数は6人で、出席人数は6人です。ふじみ野市立児童発育・発達支援センター条例第20条第2項に規定する会議の開催条件である委員の過半数の出席が認められますので、ただいまより「令和4年度第2回ふじみ野市児童発育・発達支援センター運営審議会」を開催させていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、皆様にはマスク着用と手指の消毒の御協力をお願いしております。また、適宜換気等もさせていただきますので、よろしくお祈いします。

それでは、開会にあたり、お配りしている資料の確認をさせていただきます。事前配布資料となりますが、

- ・資料1 ふじみ野市立児童発育・発達支援センターの概要【現状】
- ・資料2 ふじみ野市立児童発育・発達支援センターの概要【課題や対応策】
- ・資料2-1 ふじみ野市立児童発育・発達支援センター発達総合相談支援児童相談統計
- ・資料2-1 障害児通所支援事業所連絡会アンケート結果について
- ・資料2-3 就学説明会出席者アンケート結果について
- ・資料3 児童発達支援センターの設置状況について
- ・資料4 児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

続きまして、当日配布資料として次第が1つ、3つ折りのリーフレットが1つ、A5版のパフレットが1つとなります。3つ折りのリーフレットは関係機関あてに配付するもの、A5版については市民の方々向けとなっております。不足資料がございましたら、お申し出ください。

委員全員：不足資料なし。

事務局：ありがとうございました。前回の運営審議会では、各委員様から自己

紹介も含めましてご挨拶をお願いいたしましたが、中野 和俊 様におかれましてはご欠席でございましたので、改めてご挨拶していただきたいと存じます。中野様、お願いいたします。

(中野先生 挨拶)

事務局：ありがとうございました。

2 議題

事務局：それでは、議事に移ります。

会議の進行は、ふじみ野市立児童発育・発達支援センター条例第20条の規定により、会長が議長となるとされておりまして。それでは、小栗会長、よろしくお願いいたします。

小栗会長：皆様、こんばんは。審議の程よろしくお願いいたします。

まず、始めに第1回運営審議会の振り返りをしたいと思います。社会福祉法人に運営を委ねていた児童発育・発達支援センターですが、令和4年度から公の施設となりました。公設化してスタートするまでの経過報告と、公設化後の事業内容や体制について事務局から説明があった後、運営審議会では、審議会の在り方を含めた児童発育・発達支援センターの運営体制や細かい事業の内容に対する質問のほか、様々なご意見、ご要望をいただきました。

本日第2回運営審議会では、次第のとおり、(1) 諮問について、(2) 令和5年度以降の体制について、(3) 法改正も踏まえた今後の方向性についてを議題とし、事務局からの説明をいただきながら会議を進めてまいります。様々なご意見をいただければと思います。それではまず議題1「諮問について」、事務局より説明をお願いします。

事務局：児童発育・発達支援センターの運営に関する事等につきまして、昨年6月に市長から本審議会に諮問させていただき、ご審議の後、答申をいただいております。今後のセンター運営等につきましても、これまでと同様に諮問をさせていただきます。

それでは、副市長から会長に諮問をお願いします。福島副市長・会長、よろしくお願いいたします。

(副市長挨拶及び諮問書を会長に手渡す)

事務局：ありがとうございました。副市長におかれましては、この後他の公務がございましたので、ここで退席させていただきます。本会への諮問につきましては、以上となります。

小栗会長：この間に、各委員に諮問書の写しをお配りしますので、よろしく願いいたします。

(諮問書(写し)を事務局が配付)

それでは改めて再開させていただきます。ただ今、副市長からいただいた「諮問書」の内容につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは、議題の1番目「諮問について」における「諮問書の内容」についてご説明させていただきます。只今、お手元に「諮問書の写し」をお配りさせていただきました。本諮問書は、記載のとおりふじみ野市立児童発育・発達支援センター条例第16条の規定に沿ったものでございます。そして、諮問書中段に諮問事項が2点記載されております。この2点について、運営審議会でご審議いただき、答申をいただければと思っております。

まず、1点目の「令和5年度以降の体制について」です。本市の児童発達支援の現状から、児童発達支援の中核施設としての役割や基幹的機能を強化することを目的に令和4年4月から公の施設としてセンターを開設いたしました。令和4年度の事業実施については、市職員を5名配置し、市直営で行う事業の他、市内社会福祉法人に業務を委託している事業がある中でスタートしておりますが、業務委託契約期間が現在のところ1年ということもあり、令和5年度以降への安定的なセンター運営に向けた体制整備について早急に考えていかなくてはならない状況となっております。こちらの諮問事項につきましては、最優先で答申をいただきたいと思っております。2点目の「法改正も踏まえた今後の方向性について」ですが、令和4年6月に児童福祉法が改正され、今後におけるセンターの役割・機能の明確化がますます求められるとともに、社会ニーズの変化に的確に対応していくことが必要となっております。更には、多様な発育・発達に心配のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対しまして、適切な発達支援の提供に繋げるだけでなく、地域全体の児童発達支援の質の底上げを図ることがセンター機能としても求められております。このことから、将来に向けての方向性をご審議いただきたいと思っております。こちらにつきましては、法改正

後の施行期日が令和6年4月1日となっており、検討する時間がございますので、本日の運営審議会ではご説明までにとどめ、今後の運営審議会で継続してご審議いただければと思っております。

「諮問書の内容」の説明につきましては、以上でございます。

小栗会長：「諮問書の内容」に関するただ今の説明に対し、質問はありますか。

太田委員：令和5年の4月1日以降、審議会で決められたとおりに履行されるのでしょうか。

事務局：令和5年度以降の体制につきまして、審議会から答申をいただきまして、その答申内容を基に市でも検討させていただいて、体制を整備させていただきたく、ご意見をいただきたいと思います。

太田委員：意見が反映されないと、この審議会の意味が無くなってしまおうと感じていることから重要視していただきたい。この辺を確認したいと思い質問させていただきました。

事務局：審議会からの答申がそのまま市の決定ということにはなりません、運営審議会でございますので、答申の重みというのは市も十分理解はしております。

小栗会長：ありがとうございます。その辺は明確にした方がよいと思えますし、これが重要な審議会であるからこそ、答申と違う決定がなされた時には改めて審議をしなければならないかと思えます。それだけ重みがあると考えるとよろしいでしょうか。

事務局：そのとおりでございます。

小栗会長：ありがとうございます。これ以上、質問等はないようですので、次の議題に移ります。議題2「令和5年度以降の体制について」、事務局から説明をお願いします。

事務局：（議題2について資料に沿って説明）

小栗会長：事務局から説明がありました。資料1は、現状もしくは発育・発達支援センターとはという基本的なことを説明していただいた。資料2では、例えばアンケート等から現状と課題、問題点がこの中から読み取

れるよというもの。最後に他市との比較というかそういった資料が上
がってきたものです。

ここで、今審議しようとしている案件は令和5年度以降の体制について
どうすべきか、すごく広いんですが、細かい資料がでてきた。この
資料に関してご意見やご感想ということでも結構ですし、今後の方向
性の流れを作るために、支援の仕方や継続的に支援するためにはセン
ターはどうしたらいいのか、というところでご意見いただければとい
うものかと思います。何かご質問、ご意見はありますか。

飯島委員：月に1回保育園で絵の指導をしているのですが、園長先生と話しをした
ところ、発育に心配な子どもに対して、明日保育園に見に来ていただ
けるところというのを聞きました。その中で、保護者からのお話を聞いた
ところ、親子で面接ができるのが3か月待ちということを知りました。
3か月ということは親子にとっては結構長い期間であると感じて
います。自分の子供が心配でいろいろな病院等々に相談に行くらしい
のですが、1歳の子供ということで判断が付きにくいという診察も受
けてしまうということで、やはり支援センターの期待というものはと
ても大きい状況であると思います。しかし3か月待ちということなの
で、底上げして相談件数が増えていった場合に、3か月待ちがさらに
伸びてしまうということが有り得るのではないかとということと、でき
るだけ早めの面接の時期というのをもう少し早めていただきたいと思
います。この辺の総合相談支援事業のところ、このくらいのペース
で行っていますよという説明は聞いていないのですが、この辺の対応
というのはどういった状況なのかについて把握していますでしょうか。

事務局：面接という意味合いのところですが、ご相談をいただいた流れで行
きますと、お電話をいただいたところで、保護者の主訴をお聞きしま
す。その後、3か月を待たず保護者の都合を聞いた上で、面接という
所ではすぐに対応しております。ただ、その後に診断を受けたり、心
理士が状況を見たりですとかで時間がかかることがあります。市内の
医療機関でも診断書をもらうまでが3か月待ちですとかもあります。
我々の事業につきましても、集団での特性ですとか個別の特性を見
極めた上で診断というところまで行くと3か月くらいかかってしま
うということもございます。
面接ですとか、お子様の主訴ですとか、お子様の状況については、ご
相談いただいたらすぐに対応させていただいているという認識でござ
います。

中野委員：私のクリニックに関しては、専門外来を予約する上で現在3か月待

ちです。

小栗会長：面接から診断までをトータルで考えると、3か月くらいということですね。

中野委員：発育・発達支援センターの事業では、専門発達相談事業というところで、枠を設定しています。このセンターの事業であれば1か月くらいで診断をするという流れもあります。

小栗会長：発達支援センター経由でお願いをすると1か月くらいで診断が出るということですね。

事務局：中野委員がおっしゃる専門発達相談事業に向けた流れもございますし、個別で病院に行かれたりすると長い期間が経過してしまうのかなということもございます。

飯島委員：センターの流れを知らないご家庭が多いかと思えます。保護者と子供だけで問題を抱えてしまうことになってしまう。センターのそういった流れがあるということもわからない訳ですよ。その辺の周知というものを今後どうしていくのかということが一つの課題かと思えます。

小栗会長：これもいわゆる支援の仕方というものかと思えます。その他にございますか。

大久保委員：巡回相談支援事業と保育所等訪問支援について、制度的に違うという説明があったのですが、同じ園に別々で行かれるということで、現場は混乱してないのかなと思うのですが。市直営の事業で1年に3回の訪問ということで、月2回は業務委託の事業で、具体的な保育の方法だったりお子さんへのアプローチを相談したいというのは市の方ではなく業務委託の方でなさるのでしょうか。

事務局：具体的な事業の流れでいきますと、例えば、幼稚園からこのお子さんが気になるという方々を5名程度、発育・発達支援センターに挙げていただいて、書類を提出していただきます。それを巡回相談事業担当に見ていただいて、その後、実際に幼稚園に見に行きます。園児達が帰園した後の職員会議などで、その子を含む学級経営について助言を行うというのが業務の流れとなります。

保育所等訪問支援につきましては、その子の特性により障がい福祉課に申請が必要な障害児通所支援サービスの一つとなります。支給決定がなされその子に対しての障害福祉サービスがスタートするのですが、どこかの事業所に通って療育を受けたりですとか、幼稚園に通いながら、幼稚園が終わった後に療育を提供する事業所に通ったりいたします。その子が幼稚園での集団生活にうまくなじめなかったりした場合に、療育提供事業所での支援方法について幼稚園に助言したりするサービスとなります。

大久保委員：保育所等訪問支援は、その子に対して月2回ということですか。

事務局：そのとおりです。

中野委員：今の久保委員の質問に関連してなんですが、保育所等訪問支援は、委託事業者に通園している児童について、実施されるものですか。他の事業所に通っている児童についても市が委託している事業者が実施するのでしょうか。

事務局：保育所等訪問支援は、まず支給決定されていることが前提とされています。原則論で言えば、他の事業所に通所している児童についても保育所等訪問支援の実施は可能かとは思いますが、事業所と保護者との契約となりますし、事業所から通園先（幼稚園・保育園等）に対して該当児の支援について助言をしていくので、児童の特性についてよく理解している事業所が保育所等訪問支援を実施した方が支援効果が高いと考えられます。

中野委員：通っている先の事業所は通園先（幼稚園・保育園）に訪問できるんですか。

事務局：保育所等訪問支援の指定を県から受け、実施している事業所であれば可能です。

大久保委員：事業所に通っていない児童で、通園先（幼稚園・保育園）の先生方が支援の必要性を感じ、保護者と相談の上巡回相談を依頼することはできますか。

事務局：通園先（幼稚園・保育園）の方から巡回相談の際に該当児童を挙げていただければ可能です。

大久保委員：年に3回だと少ないですね。毎月くらいの頻度でないと。板橋の公立保育園では巡回指導の先生が毎月卒園するまで指導のために来ていました。子どもの成長は早いので、年3回で行き届いた指導になるのか。保育者は3か月に一度の指導では困るのではと思います。もちろん、人的な都合で難しいこともあることは理解できますが、理想的に言えば毎月来ていただけた方がよいと思います。

事務局：保育者への助言後、通園先（幼稚園・保育園）に通いながら療育やその他の支援が必要な場合には、発育・発達支援センターの職員が介入し、親子に対して具体的な支援について検討していく等、巡回相談後の継続支援を公設化に伴い実施できる体制をとらせていただいています。

小栗会長：その間に保育園や幼稚園の先生は入らないのでしょうか。例えば巡回相談後のカンファレンスで情報共有し、保育園や幼稚園の先生が保護者に対して支援方針を提案していく形になるのでしょうか。

事務局：保育園や幼稚園の先生が保護者に説明するというより、保護者に対して発育・発達支援センターの紹介と相談を促していく形になります。現状では1学期ごとにそうした支援を行っている状況です。

小栗会長：保育園や幼稚園の先生方が発育・発達支援センターに、療育の必要性がありそうな児童や保育に困難を抱える児童について個別に相談することはできるのでしょうか。

事務局：関係機関からのご相談は随時受け付けています。発育・発達支援センター側から直接保護者の方へいきなりご連絡を行うことは難しいので、療育の必要性がある児童に関しては、巡回相談を活用していただいたり、関係機関から直接ご相談をいただければと思います。個人情報関係もございますので、保護者の方からご連絡をいただいた上で児童に関わっていくことができるよう、関係機関とは綿密に連絡を取り合いながら進めていきます。

飯島委員：市内の幼稚園・保育園全てに市の方から丁寧な説明をされているということですか。

事務局：私立保育園・私立幼稚園の中で、巡回相談希望があった園には行っています。市立保育所については保育課が巡回相談事業を実施してい

る状況です。

中野委員：委託事業で保育所の訪問を行うことについてなんですが、非常にわかりにくいと思うんです。委託事業は療育（児童発達支援事業）に特化して充実した支援を行い、市内のモデル事業として最先端の事業を実施し、周りに広めていけるような効果を狙っていく方が大事なのではないかと考えます。保育所等訪問支援では、事業所で見えていない児童も見ていくことになってしまうので、そういう事業は市に任せていく方がよいのでは。敢えて事業委託する必要はないのではと思います。

事務局：障害福祉サービスに関わる事業の中に含まれているものとなりますが、ご意見を踏まえて、市の事業と委託事業に関わるところは精査させていただければと思います。

小栗会長：資料3で言うと、委託事業が多く直営事業が少ないというバランスのところに検討の余地が入るということでしょうか。

事務局：そうですね。

中野委員：委託事業のさくらんぼ教室についても元々療育が必要か否かを観察する期間にあたります。診断と治療で言うと、市の運営では診断部門を強化し、委託事業としては治療としての療育を実施してもらい、その運営がうまく進んでいるのかも市は把握していく形が望ましい。さくらんぼ教室はそういった意味で言うと診断事業の一環となるため、委託事業でもよいが、市が深く関わっていき、さくらんぼ教室に通う児童の療育の必要性について判断していくことが大事かと思います。

太田委員：資料2の発達総合相談窓口の対象等の欄の下部に「地域資源の活用」とあるが、具体的にはどんなものがあるのか。

事務局：具体的には、市内にある児童発達支援事業所がございます。また幼稚園や保育園に通ってらっしゃるお子さんもいらっしゃいます。その支援の仕方が強化されれば、共に生活していけることとなりますので、幼稚園・保育園、療育を提供する事業所も地域資源だと思っております。そういったところの活用を担っていくのが発達総合相談支援になるかなと思います。

太田委員：総合相談窓口で電話番号が3つあって、わからなくて違うところに電話かけてしまったという話もありましたが、電話を例えば一本化にして、次に繋げる形にすれば簡単にクリアできるかなと思うので、来年に向けた検討課題かと思います。それによって電話に出る人も減り、人件費の削減にも繋がるのかなと思いました。
それと、アンケートなんですけれども、就学説明会は1回しか行われていないんですよ。

事務局：今回は新たに実施させていただきましたが、昨年度まではふじみんたんぽぽ園と市内のもう1事業所に通っているお子さまを対象として実施させていただきました。

太田委員：何曜日の何時から行われているかわかりますか。すぐにわからなければいいですが、今フルタイム勤務されている保護者もいるんじゃないかなと思いますので、その辺の検討も是非していただければと思います。

今日諮問されて、今日の大きな課題は令和5年度へどういう風にやっていくかという中で、先ほどコピーをいただいた中に児童発達支援の中核施設ということと、基幹的機能の強化ということの説明があって、その辺は問題ないと思いますが、令和5年度以降の安定的なセンター運営と書かれているので、継続して行うのが一番安定的かなと思います。

私も昔、学童保育の理事長を1年だけやったことがあるんですけど、その時に指定管理になって今でも継続してやっているの、子どもに関わることは長く継続しないといけませんし、ただ、それだけでなく、専門的な論議も引き続きしていただいて、良い方向に向かうような形にしてもらいたいと思います。

市の直営と委託は利用している人はわからないと思います。結局は市が直営していても良ければ利用者の方はそれでいいので、変える必要はないのかなと思っています。

小栗会長：今、太田委員から言われたように継続的な支援という意味では、現在1年の契約ですが、今までむさしのたんぽぽ会の方々が培われてきた信頼関係の実績もありますし、これからそれは携えていった方がいいんじゃないかなと思うと、1年ではなく複数年の契約も考えていけないんじゃないですか。

大久保委員：それに関連して、資料3の他市の状況で、富士見市や三芳町が全て

直営ですよ。昨年度質問をした時に、ふじみ野市で全て直営というのは職員の経費等々で有り得ないと聞いたが、安定的な運営としたら全部直営がいいと思うので、その辺の検討の余地はないんでしょうか。

現に、今年度に向けたプロポーザルが成立しなかったわけですよ。また同じ感じで業者さんに話を振ってもどこも手を挙げないかもしれないですよ。その時はなぜ手が挙がらなかったのかという反省も必要かと思うんですけども、単純に言えば全部直営にできれば一番いいかなと思ってます。

小栗会長：これは難しい問題ですね。全部直営にするか、もしくは今の直営と業務委託のバランスをもう少し変えるくらいのところから始めるのか。この辺に関しては検討の余地があるということまでですかね。今結論は出せませんよね。

事務局：様々なご意見いただいておりますので、そういったものも踏まえて考えていきたいと思っています。

太田委員：やはり市で直営しないといけないのは中核施設とか基幹的機能というところだと思います。しかし民間のノウハウも活用すべきだと思いますので、全て市が行うよりも民間のノウハウも併用してバランスを考えながらやるのが一番いいと思います。

中野委員：療育事業は委託の方が専門性が出てくると思います。市の事業だとしても人が変わってきてしまう可能性がありますし、継続性ということを考えたら委託して専門性を高めていった方がより発展するのかなという気がします。

小栗会長：継続性と安定性は大事だと。

飯島委員：今委託しているむさし野たんぽぽ会さんが1年という契約なのはなぜですか。むさし野たんぽぽ会側の事情なのか、なぜむさし野たんぽぽ会がそのまま継続する形ではいけないのでしょうか。

事務局：1年になった経緯ですが、経過的にはご存じの通りプロポーザルを開催して手が挙がりませんでしたので、まず継続支援が重要であることから今まで支援を担っていただいていたむさし野たんぽぽ会に1年間の契約をお願いしたという経緯があります。今回急遽という部分は

あるかと思えます。

小栗会長：先ほど中野委員がおっしゃったように療育は専門的な必要性があるので業務委託の部分で、あとは安定的継続的というところであれば直営の部分強化していくという感じの考え方でいくのか。

中野委員：市全体の発達障害になりうるだろうという子どもをカバーしていくという意味で、市の事業として必要になってきますよね。ただその子どもを療育していくのは委託してしっかりやっていくという。

事務局：先ほどの飯島委員のご質問であった「なぜ1年なのか。」というのは、つまり契約っていうのは1年じゃないといけないのかというご質問かなとも思ったのですが、法律や条例ですと、こういった委託の契約は最長で4年まで可能であります。実際4年で契約しているかというところ、3年の委託のところが多いです。小中学校にALTという外国人の先生がいく事業がありますが、それも3年で契約しています。金額も大きいですし、3年程度の契約として安定的継続的かつある程度の緊張感も保てるという目安で3年契約にしているケースが多いです。

小栗会長：ありがとうございます。

小池委員：資料2の相談窓口の電話番号が3つあるというのは、以前市の相談室に居た関係で、自分の子どもに発達障害があるということについて親がわからない場合、相談窓口というところに電話をかけてくる場合があったんですけど、これは市の相談室としての電話番号ですか。

事務局：ふじみ野市の相談窓口の番号としては一番上のものになります。

小池委員：自分の子どもに発達の問題があると思わない保護者がほとんどなので、それがこの電話番号なのかなと思いました。

小栗会長：周知というか、知らせることが課題ですね。

事務局：ありがとうございます。

小栗会長：時間もございますので、今の議題に関しては一旦止めさせていただいてよろしいでしょうか。もう一つ議題がありますので、状況説明

の方お願いいたします。

事務局：(議題3について資料に沿って説明)

小栗会長：ありがとうございました。今回は状況説明ということですが、ご感想・ご意見等々ございましたら。

中野委員：今やろうとしている対象者は、発達障害の子どもで、今後は障害の種類が増えるということは例えば肢体不自由とか医療的ケアの人たちも視野に入ってくるということですよ。医療的ケアが必要な、例えば気管切開とか人工呼吸器を装着しているとか、そういう人達が対象に入ってきて、そういう人たちにどういう風に対応していくのかっていう話ではないのですか。

事務局：具体的にはそうなります。児童発達支援というものには福祉型と医療型がありまして、今後、法改正後は障害種別に関わらず見ていかなくてはなりません。ただ、今、医療型をやっているのが先ほど説明したさいたま市という政令指定都市の2施設しかないというところで、ふじみ野市としてどこまでできるのかというのを資料提示させていただいて、皆様方と審議させていただければと思っているところです。

中野委員：そういう対象者が増えると看護師や医師を配備しないといけないとか、人工呼吸器を扱える人が必要になるとか、そういうことを考えていかないといけないということですか。

事務局：そこまでできるのかどうか、ということも含めた議論ですね。

小栗会長：今後の案件になりますが、その他ご感想等々ございますでしょうか。

大久保委員：虐待のために障がいを疑われたりすることもありますよね。その虐待の関連っていうのはこちらでは取り扱うんですか。

事務局：総合相談になりますのが全部を担うわけではなく、総合的に見て、判断させていただきます。関係機関に専門部署もございますので、一つの入口として思っただけであれば。そこでうまく繋ぎバトンタッチをするというような感じで捉えていただけるとよろしいかと思えます。その子に対する課題として発達・発育に対する問題があれば我々もタッチしますし、虐待や保護者との関係になれば違う部署がございます

ので、そことうまく連携をしていくという流れです。

大久保委員：家庭児童相談室が別でありますものね。

小栗会長：よろしいでしょうか。他にございますか。

太田委員：事務局がある子ども元気健康部ではありませんが、障がい福祉課で策定している「ふじみ野市障がい者プラン」の中に発育・発達支援センターの話も昔から出ていましたし、その辺も連携していくというところですか。どういう風に整合性というか協調してやっていくのかなど。障がい者プランってまだ先ですよ。

事務局：障がい児に関わる支援で「ふじみ野市障がい者プラン」がありますが、我々も発育・発達に心配のある子だけではなく、障がいのあるお子さまですとか、そういった方々への支援も必要になりますので、計画や他課との連携とか支援の繋がりも重要になってくるかと思えます。その辺も踏まえて、今後も進めていきたいと思えます。

中野委員：小学校以降の問題なんですけど、不登校がすごい増えてるんですよ。その対応がすごく苦労している部分なんですけれども、まず学校との協力関係をどういう風に作っていくかというのをもう少し明確化して協力体制をつくっていくやり方を考えないと、枠はありますよと言っても中々実働しないと思うので、それをさらに考えていただければなと思えます。

事務局：教育相談室との関係もお話させていただきましたが、小学校・中学校・高校との連携も非常に大事かと思えますので、教育委員会ともしっかりと連携させていただいて、進めていきたいという風に思っております。

小栗会長：他にございますか。よろしいでしょうか。この案件は今後も継続して審議を行っていくとのことですので、次回以降ということにいたしましょう。ここで締めさせていただきます。それでは、次第の3番目、その他になりますが、事務局から何かありますでしょうか。

事務局：その他ということで、次回の運営審議会に向けてのスケジュールをお伝えいたします。

今回の審議委員の方々からのご提案やご意見を踏まえまして、市長からの諮問を受けた2点の内容のうち、1点目の「令和5年度以降の体制について」の答申（案）を作成するため、会議は開催いたしません。8月から9月にかけて審議委員の皆様と書類のやり取りをさせていただきたいと思っております。

ある程度、答申（案）がまとまりましたら、次回の会議の日程調整をさせていただきたいと思っております。予定では、9月下旬から10月上旬頃に第3回の運営審議会を開催する形で、答申書（案）を議論させていただきたいと思っております。審議委員の皆様には、お忙しい中恐縮ですが、8月から9月にかけて、書類のやり取りを考えておりますのでご協力の程、よろしくお願いいたします。

小栗会長：前回の会議でご意見が出ましたけれども、途中経過の時も審議に加わっていただくということは重々踏まえていただければありがたいです。最終決定の時には対面でやるということですね。承知いたしました。

小栗会長：ありがとうございました。それでは全ての議事が終了しましたので、進行を事務局にお返しします。皆様、ありがとうございました。

事務局：皆様、お疲れ様でした。閉会にあたりまして、こども元気・健康部長よりご挨拶申し上げます。皆川部長、よろしくお願いいたします。

皆川部長：本日は小栗会長様、中野副会長様を初め、運営審議会の皆様には大変忙しい中、この会議に出席いただきまして誠にありがとうございました。市長からの諮問事項につきまして、本日早速熱心なご審議いただきましたこと重ねて感謝申し上げます。ありがとうございます。現在委託契約の相手方となっております社会福祉法人むさし野たんぽぽ会さんも本市も発育・発達に課題のあるお子さんのために最善をつくすという点で一致しております。そこは同じでございます。諮問事項の一点目、令和5年度以降の体制につきましては、運営審議会の皆様のご議論を頂戴しまして、本市の子ども達のために最も良い運営体制を築いていくための示唆に富んだ答申をいただければと考えております。本日第2回でございましたが、次の第3回までの間、会議のない8月9月におきましてもこの諮問事項の一点目につきましては書面等でご意見をいただければ幸いです。何卒よろしくお願い申し上げます。本日は大変ありがとうございました。

4 閉会

事務局：それでは、委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。

これにて、令和4年度第2回ふじみ野市児童発育・発達支援センター
運営審議会を終了させていただきます。

お気を付けてお帰りください。ありがとうございました。

出席者一同：お疲れ様でございました。

次回開催予定

令和4年9月下旬から10月上旬頃で、委員の皆様と日程調整を行い開催予定